

私たちがつくる 桜咲く環境先進のまち おおがわら



第2次大河原町環境基本計画

【概要版】



令和7年3月

大河原町

第2次大河原町環境基本計画とは

「環境基本計画」とは

「環境基本計画」とは、国や地方自治体(都道府県・市区町村)において策定する環境の保全に関する指針であり、簡単にいうと、“良好な環境を守ったり、つくったりすることで、将来どのようなまちになることを目指すのか、そして、そのためにどのようなことに取り組むのかをまとめた計画”です。

なぜ計画をつくるのか

本町では、平成21年4月1日に施行した「大河原町環境基本条例」に基づき、平成22年度に、「大河原町環境基本計画」(計画期間:平成23年度～令和6年度)を策定し、これまで、町民や事業者とともに様々な取組を進めてきました。

しかし、近年、SDGs^{※1}の取組の広がりのもとより、地球温暖化の一層の深刻化、これに伴う世界的なカーボンニュートラル^{※2}・脱炭素社会への移行に向けた動きをはじめ、環境をめぐる課題や、これらに対応した世界・国などの動きは大きく変化してきています。

町内においては、一目千本桜に代表される美しい自然環境・景観の保全を望む声がさらに強まってきている一方で、町民の環境に関する意識やマナーが不十分であるという指摘もみられます。

このような中、町行政はもとより、町民一人ひとりが、環境意識を一層高め、環境の保全と創造に向けた具体的行動を起こすことがこれまで以上に強く求められています。

このため、こうした動向や、町民・事業者等の意識や意見を踏まえ、これからの時代の環境のまちづくりを総合的に進めるため、ここに「第2次大河原町環境基本計画」(計画期間:令和7年度～令和16年度)を策定します。



※1 Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。国連加盟国が持続可能でよりよい社会を実現するために掲げた国際目標。

※2 主として人間の活動によって排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出量と、森林や植物が吸収する温室効果ガスの吸収量が等しくなること。

大河原町の環境面からみた主要課題

1 町一体となった地球温暖化対策の強力な推進

脱炭素社会の実現を着実に進めていくため、また、人類が生きていくうえでの最も基本的かつ重要な取組として、町一体となった地球温暖化対策を強力に進めていく必要があります。

2 豊かな自然環境・景観の保全と共生

「一目千本桜」や白石川流域、森林、里山に代表される美しい自然環境・景観の保全と共生に向けた取組を積極的に進めていく必要があります。

3 廃棄物の適正処理と減量化・資源化の促進

廃棄物の適正処理体制の維持・充実はもとより、廃棄物をできるだけ出さない循環型のまちづくりに向け、減量化・資源化を促進する取組を積極的に進めていく必要があります。

4 安全で快適な生活環境の保全と創造

水環境の保全をはじめ、公害等の環境汚染の防止や空き家対策など、町民が安全で快適に暮らすことができる生活環境づくりをさらに進めていく必要があります。

5 環境に関する情報提供・啓発、教育活動等の推進

若い世代を含め、より多くの町民の環境に対する意識や知識を高め、本町の環境を守り、よくしていくための取組をみんなで行うことができるよう、情報提供や啓発の充実、環境教育・学習の機会の拡充などを進めていく必要があります。

✿ 目指す環境像と計画の体系

✿ 環境のまちづくりの大切な視点

1

「Well-being」なまちづくり

環境保全を通じて、幸福度や生活の質を高める、Well-beingなまちづくりを進めます。

2

「一目千本桜」を守り、生かすまちづくり

「一目千本桜」を、大切に守り、育て、そして生かし、「千本桜を千年先へ」の思いをつなぐまちづくりを進めます。

3

「オールおおがわら」によるまちづくり

人と人、人と地域、地域と地域がつながり支え合う、「オールおおがわら」で環境保全に取り組むまちづくりを進めます。

✿ 目指す環境像

千年先も千本桜が咲きほこる（桜咲く）、一歩先を行く環境保全の先進自治体（環境先進のまち）を、一人ひとりが自分のこととして考え、行動し、つくっていく（私たちがつくる）という想いを込め、目指す環境像を次のとおり定めます。

私たちがつくる 桜咲く環境先進のまち おおがわら



✿ 計画の体系

政策

施策

1

地球にやさしい
脱炭素なまち
(地球温暖化対策の推進)

- 1-1 脱炭素化への総合的な取組の推進
- 1-2 気候変動適応策の推進

2

桜が咲きほこる
自然共生のまち
(自然・農村環境の保全と活用)

- 2-1 自然環境・農村環境の保全と活用
- 2-2 生物多様性の保全
- 2-3 公園の整備と緑化の推進
- 2-4 歴史的・文化的環境の保全

3

資源が生かされ
循環するまち
(循環型社会の形成)

- 3-1 廃棄物の減量化・資源化の促進
- 3-2 廃棄物の適正処理の推進
- 3-3 食品ロス対策の推進

4

安全で快適な
生活環境のまち
(良好な生活空間の保全と創造)

- 4-1 水環境の保全
- 4-2 環境汚染の防止と環境美化の推進
- 4-3 景観の保全と空き家対策の推進

5

みんなで環境保全
に取り組むまち
(多様な主体の協働の促進)

- 5-1 環境に関する情報提供・啓発の推進
- 5-2 環境教育・学習の推進
- 5-3 事業者の環境配慮の促進

主な取組

政策1 地球にやさしい脱炭素なまち

施策1-1 脱炭素化への総合的な取組の推進

- 1-1-1 行政による地球温暖化対策の率先実行
- 1-1-2 家庭や事業所における地球温暖化対策の促進

施策1-2 気候変動適応策の推進

- 1-2-1 気候変動への適応策の検討・実施



政策2 桜が咲きほこる自然共生のまち

施策2-1 自然環境・農村環境の保全と活用

- 2-1-1 白石川と「一目千本桜」一帯の保全と活用
- 2-1-2 農村環境の保全と創造
- 2-1-3 環境にやさしい農業の促進
- 2-1-4 森林の適正管理・整備、総合的利用の促進



施策2-2 生物多様性^{※3}の保全

- 2-2-1 生物多様性の保全に関する啓発・教育等の推進
- 2-2-2 希少種等の生息環境の保全
- 2-2-3 外来種対策の検討・推進



施策2-3 公園の整備と緑化の推進

- 2-3-1 公園の整備と管理体制の充実
- 2-3-2 緑化の推進



施策2-4 歴史的・文化的環境の保全

- 2-4-1 有形文化財等の保存・活用
- 2-4-2 無形文化財の保存・伝承



※3 生物や生態系の豊かさを表す言葉。単に多様な生物がいるだけのことでなく、それぞれの生物が、他の生物と直接的・間接的につながりを持って生きている状態をいう。

政策3 資源が生かされ循環するまち

施策3-1 廃棄物の減量化・資源化の促進

- 3-1-1 ごみ分別の徹底の促進
- 3-1-2 4R^{※4}の促進

施策3-2 廃棄物の適正処理の推進

- 3-2-1 ごみ集積所の環境整備
- 3-2-2 ごみ収集・運搬体制の維持・充実
- 3-2-3 広域的なごみ処理・処分体制の維持・充実

施策3-3 食品ロス^{※5}対策の推進

- 3-3-1 食品ロスに関する啓発・教育等の推進
- 3-3-2 「みやぎの食べきりモデル店舗」の認定支援
- 3-3-3 未利用食品の利活用の仕組みづくりの検討



政策4 安全で快適な生活環境のまち

施策4-1 水環境の保全

- 4-1-1 水道施設の整備と水質検査の実施
- 4-1-2 節水の促進
- 4-1-3 下水道事業の推進
- 4-1-4 農業用排水路の水質検査の実施



施策4-2 環境汚染の防止と環境美化の推進

- 4-2-1 公害対策の推進
- 4-2-2 野焼き対策等の推進
- 4-2-3 不法投棄対策の強化
- 4-2-4 雑草やペットに関する啓発等の推進
- 4-2-5 環境美化活動の促進



※4 リフューズ(ごみになるものを断ること)・リデュース(発生抑制)・リユース(再利用)・リサイクル(再生使用)。

※5 まだ食べられるのに捨てられている食品。

施策4-3 景観の保全と空き家対策の推進

4-3-1 良好な景観の保全・形成

4-3-2 空き家対策の推進



政策5 みんなで環境保全に取り組むまち

施策5-1 環境に関する情報提供・啓発の推進

5-1-1 環境に関する情報提供・啓発の推進

5-1-2 図書館の環境関連図書の充実

施策5-2 環境教育・学習の推進

5-2-1 子どもを対象とした環境教育の推進

5-2-2 大人を対象とした環境学習の推進



施策5-3 事業者の環境配慮の促進

5-3-1 環境に配慮した事業活動の促進

5-3-2 町の環境保全活動等への事業者の参画促進



大河原町

第2次大河原町環境基本計画【概要版】

私たちがつくる 桜咲く環境先進のまち おおがわら

令和7年3月

発行：大河原町

編集：大河原町町民生活課

〒989-1295 宮城県柴田郡大河原町字新南19

TEL:0224-53-2114 FAX:0224-53-3818